

## 計画管理分科会における検討について（報告）

### 1. 検討における前提事項

#### （1）第2期基本計画における課題（内的課題）

##### <現状>

- ・平成23（2011）年度からの概ね20年間を見据えた、まちづくりの基本理念である「基本構想」のなかで掲げる「目指すまちの姿」を実現するため、第2期基本計画においては、第2編「分野別計画」で13つの政策と38の施策を示している。
- ・他方、これらの分野別計画を推進していくための手段として、行財政改革の取り組みや公共施設のマネジメントが密接不可分であることから、第3編「計画を推進するために」において、計画策定時点の背景を踏まえた行財政改革の方向性や取り組みの例示（こんな取り組みを行います！）を記載している。

##### <課題>

- ・分野別の施策とは異なり、その進行管理は十分に行われているとは言えず、文章表現が多いことから、一目見てどのような取り組みで計画全体を推進していくのが捉えにくい。
- ・第2期基本計画策定後の社会情勢の変化等も踏まえ、計画の推進という視点においては、全庁一丸となって、より広い視点で総合的な推進体制を構築していくことが必要となる。（「シティセールス」や「組織づくり・働き方改革」等）

#### ※第2期基本計画における第3編の掲載項目

- ① 行政サービスの転換と改革の取り組み：行財政改革の取り組み・公共施設等のマネジメント
- ② 総合計画の評価の仕組み：PDCAサイクルに関する説明
- ③ 財政の状況
- ④ 財政の見通し：平成27～31年度までの財政の見通し・大きな財源を伴う施設整備等

#### （2）総合計画審議会からのご意見（外的課題）

- ・総合計画審議会からも、社会状況・経済の動向の分析データや市長公約等を踏まえ、第3期基本計画全体にかかる考え方として、「情報発信とPR」や「市民目線に立った組織づくり・人財育成」、「まちを愛する心＝シビックプライドの醸成」等について、整理を行い、推進体制を行っていくべきとのご意見が出されている。

### 2. 見直しの方向性

#### （1）施策に準じた項目立て

- ・分野別の施策と同様に、個別具体的な取り組みは個別の下位計画に記載しながらも、その大枠となる方向性や計画期間である4年間で重点的に取り組む内容を簡潔に記載する。

#### （2）進行管理

- ・分野別の施策と同様に、行政評価による進行管理を行いながら、共有された考え方を個別の下位計画の策定時や改定時などの際に入れ込んでいく。

### (3) 掲載項目の精査・追加

- ・第2期基本計画でも掲載されている行財政改革のような基本的な項目はもちろんのこと、現在市が力を入れて取り組んでいる項目や第2期基本計画策定後の社会情勢の変化を踏まえた項目について記載することで、全庁一丸となって計画を推進していく。

### 3. 第3編「計画を推進するために」の項目について（案）

- ・上記を踏まえ、事務局および計画管理分科会において調整を行い、掲載項目と主な担当課の案および掲載文案を作成した。（詳細は「資料4別紙」を参照のこと）

	項目名	主な担当課	関連する課
①	総合計画の進行管理	企画課	
②	しくみの転換のさらなる推進	行政管理課	
③	公共施設のマネジメントの推進	行政管理課（資産活用担当・公民連携係）	施設保全課
④	健全な財政運営	財政課	総務契約課、会計課
⑤	I C T（情報通信技術）の活用	情報システム課	
⑥	「選んでもらえるまち」の実現に向けたシティセールスの推進	秘書広報課（シティセールス担当）	
⑦	市民への情報発信・情報公開の充実	秘書広報課	文書法制課、 <b>オンブズマン事務局</b>
⑧	市民目線に立った組織づくり・人財育成	人事課	企画課
⑨	コンプライアンスの推進・内部体制の強化	行政管理課	文書法制課（法務担当）、監査委員事務局
⑩	市制 50 周年を契機としたシビックプライドの醸成	企画課	秘書広報課（シティセールス担当）
⑪	質の高い行政サービスの提供（ <b>窓口サービス</b> ）	市民課	課税課、納税課

### 4. 今後の庁内検討について

- ・計画管理分科会および総合計画専門委員会において、行政評価で進行管理を行っていくに際しては、細分化しすぎているという指摘があり、現在、掲載項目の数と内容の精査を行っている。
- ・最終的には現時点の11の項目をベースとしながら、関係課で調整・内部決定を行い、3月上旬に実施予定のパブリックコメントで、分野別の政策・施策とあわせて、案をお示しし、市民の皆さんからもご意見をいただいた上で、最終決定を行っていく。

### 5. その他（「多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略」・SDGsの取扱いについて）

- ・「多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は計画期間が平成31年度までであるが、現時点では、国や都の動向を踏まえた、時点修正レベルの改訂を想定している。改訂後も、現在と同様に総花的な総合計画では、なかなか表現しきれない分野である「若い世代の呼び込み」や「まちのPR」などについて、総合戦略を用いて個別具体的な取り組みを推進していく予定である。
- ・「持続可能な開発目標（SDGs）」は、総合計画の推進を通じて、SDGsの達成を目指していく。また、「施策2-1 確かな学力を育む教育の推進」において、持続発展教育・ESDを通じた教科等横断的な学習を推進し、SDGsを意識した教育活動を展開していく。

## 1. 「多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との連動

国は、「東京一極集中の是正」、「若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現」、「地域の特性に即した地域課題の解決」の3つの基本的な視点から、平成26(2014)年12月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定しています。その後、平成30(2018)年12月にも改訂を行い、UIJターン等を促進するための政策パッケージの着実な実行や地方の魅力を高めるまちづくりの推進、そして次のステージにおける総合戦略の検討を進めているところです。

本市でも、平成28(2016)年2月に「多摩市人口ビジョン」および「多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下、「総合戦略」という。)」を策定し、「しごと・子育て・健幸で選ばれるまち・多摩!」の実現に向けて、シティセールス等の取り組みを強化してきました。第3期基本計画においても、国や東京都等の動向を踏まえながら、引き続き総合戦略の視点に基づいた取り組みの推進を図ります。

## 2. 「持続可能な開発目標(SDG s)」の推進

「持続可能な開発目標(SDG s)」は、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲット、これらの目標達成に向けた進捗状況を測るインディケーターで構成されています。

わが国においては、持続可能な開発目標(SDG s)推進本部が設置され、平成29年12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版」において「SDGsの推進は、地方創生に資するものであり、その達成に向けた取組を推進していくことが重要」とされ、自治体においても、SDG sの達成に向けた取組を通じ、地域課題解決に向けた自律的好循環を生み出すことができ、地方創生の課題解決を一層促進することが可能となるとされています。

本市においても、SDG sの理念および17の目標に共感し、子ども・若者たちが未来に希望を持ち続けることができる持続可能なまちづくりを実現していくため、総合計画を推進することで、SDG sの達成を目指していくこととしています。

※各政策ページでは、17の目標に対応する施策にSDG sのアイコンを表示しています。



**政策A1 子どもを育てることがうれしいと思えるまちづくり**

**<現状と課題>**

これまで、次世代育成支援対策推進法に規定される「市町村行動計画」である、「多摩市子育て・子育て・子どもプラン(後期)」の基本理念に基づき、様々な子育て支援施策に取り組んできました。特に、保育所の待機児対策では、平成22(2010)年度からの4年間で468人の定員拡大を行いました。

しかし、共働き家庭は増加し続けているとともに、女性の活力による経済活性化の観点から、仕事と子育ての両立の実現に向けた環境整備が求められており、依然として保育所の待機児対策が都市部における喫緊の課題となっています。

また、地域のつながりの希薄化や核家族化の進展により、子育てに対する孤独感や負担感を感じるなど、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化しています。平成25(2013)年11月に実施した子ども・子育て支援に関する二週調査の結果では、子育てに関する悩みや不安の相談相手が身近にいないと回答する保護者の割合が増加し、在宅育児世帯の孤立化が顕著になっています。